

議案第20号 小松島市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

幼稚園就園奨励事業について、国の平成26年度予算において幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図り、低所得世帯と多子世帯の負担軽減を行う方針が示されたため、本市の幼稚園保育料についても減免対象者を拡大するもの。

小松島市立幼稚園保育料条例(昭和29年小松島市条例第15号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>第2条 市長は幼稚園就園奨励事業として園児の保護者で所得が低い者に対し、次に定める区分により保育料の減免をすることができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯及び市民税が非課税となる世帯 保育料の年額相当額</p> <p>(2) 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 国の示す基準限度額</p> <p>2 減免の実施に関し必要な事項は、小松島市教育委員会が別に定める。</p>	<p>第2条 市長は当該年度に在園する者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、次に定める区分により保育料の減免をすることができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第244号)の規定による保護を受けている世帯に属する者 保育料の年額相当額</p> <p>(2) 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯に属する者 保育料の年額相当額</p> <p>(3) 当該年度に納付すべき市民税が均等割のみとなる世帯に属する者</p> <p>ア 同一世帯に属する9歳未満の子(9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ)のうち第1子 年額20,000円</p> <p>イ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第2子 年額60,000円</p>	改正

- | | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">ウ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第3子以降
保育料の年額相当額(4) 前3号に該当しない世帯に属する者<ul style="list-style-type: none">ア 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第2子
保育料の年額相当額の半額イ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第3子以降
保育料の年額相当額2 減免の実施に関し必要な事項は、小松島市教育委員会が別に定める。<ul style="list-style-type: none">附 則この条例は平成26年4月1日から施行する。 | |
|--|--|--|